一・労働省令第一号)第六十九条第一項第二号に掲げ	施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号)
六号又は労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省	第一号)第百五十二条第一項第六号又は労働金庫法
通商産業、運輸、建設省令第一号)第七条第一項第	生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令
同組合法施行規則(昭和三十年大蔵、厚生、農林、	同組合法施行規則(平成十九年内閣府、財務省、厚
第十五号)第八十六条第一項第二号、中小企業等協	第十五号)第八十六条第一項第二号、中小企業等協
二号、信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令	二号、信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令
則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)第二十一条第	則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)第二十一条第
施行規則第二十二条第二号、長期信用銀行法施行規	施行規則第二十二条第二号、長期信用銀行法施行規
イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法	イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法
める書面	める 書 面
二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定	二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定
一 (略)	一 (略)
ればならない。	ればならない。
に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなけ	に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなけ
の条において同じ。)又は対象子会社等は、認可申請書	の条において同じ。)又は対象子会社等は、認可申請書
金融機関(同項に規定する対象金融機関をいう。以下こ	金融機関(同項に規定する対象金融機関をいう。以下こ
編成をいう。以下同じ。)の認可を受けようとする対象	編成をいう。以下同じ。)の認可を受けようとする対象
の規定による組織再編成(同条第一項に規定する組織再	の規定による組織再編成(同条第一項に規定する組織再
いて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)	いて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)
第二十九条の三 法第百八条の三第一項(同条第四項にお	第二十九条の三 法第百八条の三第一項(同条第四項にお
(第一号措置に係る組織再編成の認可)	(第一号措置に係る組織再編成の認可)
現	改正案

六 九 条 第 項 第 号 に 掲 げ る 書 面

ハロ

七項則 号 小 条 則 施 又 第 第 若 企 第 第 行 は 事 六 譲 L 受 号 + < \mathcal{O} 協第二 に け は 全 条 第 掲 第 条 \mathcal{O} 部 げ 百 組 号 第 +契 又 合 若 る + \equiv 約 は 号、 条 書項 六 法 L \mathcal{O} 第二号 < 面 条 施 第 内 部 第 行は信 容 \mathcal{O} 規 第 用 号 を 譲 八 号 則 若 金 記 渡 又 第 十 庫 長 載 L 又 は < 条 法 期 百 は L 労 信た は +第 施 譲 働金 第六十三 五. 一 行 用 書 受 銀 項 規 条 面 け 第二 庫 則 第 行 及 法 第 法び 当 条 施 項 号 七施 銀該 第 第 行 十行行譲 一規 中九規法渡

> る 書 略 面

事

業

 \mathcal{O}

全

部

契 又

約 は

容 \mathcal{O}

を 譲

L は

書 受

及

記 渡

又

け

当

銀該

第 内 部

号、

用

施

長 載

銀面

法び

十 行 行 譲

法 第小条則 又 施 企業等: 行 は 뭉 規 譲 若 則 受 規 第 第 協 け L 第 < 条 同 \mathcal{O}

組 号

合 若

規

五.

条 第 施 信 た 譲

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

第

<

は信

第 用

十 庫

項 規

第 則 行

号、 七

十庫項中九規法渡

条法期

行

第

第二 十三

条 施 第 行 略項則 第 뭉 掲

る

面

書 項

六

十二条

第 げ

第

二号 第

若 号

<

は

第

六 金

は

第

五. 法 L 号 条 \mathcal{O}

条 施

 \mathcal{O} 行

 \mathcal{O} 則 八 金

兀 第

又は L

労

働

 \equiv 七

 \equiv

略

 \bigcirc る命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十二号)協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定め

	第
日己資本の充実 命令	改 正 案
日己資本の充実 命令	現 (信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及 (信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及 (信用協同組合による金融事業に関する法律(以下「法第一条 協同組合による金融事業に関する法律(以下「法所する銀行法(以下「銀行法」という。)第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合又は信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合文は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の自己資本の充実の以下同じ。)をいう。以下同じ。)の自己資本の充実の以下同じ。)の自己資本の充実のの九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。)の自己資本の充実のが決定係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

റ
/.
_

銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・ 財 務 省

(略)	(略)	(略)
八 (略)		
止		
)の縮小又は新規の取扱いの禁		
これらに附帯する事業を除く。		
第四号及び第五号の事業並びに		
条の八第二項第一号、第二号、		
号に掲げる事業のうち同法第九		
項各号に掲げる事業(同項第一		
る事業又は同法第九条の九第六		
若しくは同条第九項各号に掲げ	満	
は第八項の規定により行う事業	ント未	
帯する事業、同条第七項若しく	パーセ	
までに掲げる事業及びこれに附	以上二	
の八第二項第六号から第二十号	セント	
七 中小企業等協同組合法第九条	ー パ 	
一~六 (略)	比率	
に資する措置に係る命令	己資本	分
次の各号に掲げる自己資本の充実	単体自	第二区
(略)	(略)	略)

(略)

(略)

(略)

	分 第
X	
く女団ノ	満 ン パ 以 セ 一 比 己 単 ト ー 上 ン パ 率 資 体 未 セ 二 ト ー 本 自
(各)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令に資する措置に係る命令で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

2 銀行法第二十六条第二 一項に 規定する内閣 府令・ 財務

省

する係項十令 る命る及四で 令区び条定 は分次のめ 及 条 る 次びに第信 条 当お 用 に該い号協 定区てに同 め分同規組 を内の子び 除閣自会そ き府己社の 令資等子 次・本を会 の財のい社 う等。 表務充 の省実 と令の以銀 おで状 下 行 り定況こ法 とめにの第

号に掲げる事業のうち同法第九項名号に掲げる事業(同項第一		
事業又は同法第九条の九		
若しくは同条第九項各号に掲げ	満	
は第八項の規定により行う事業	ント未	
帯する事業、同条第七項若しく	パーセ	
までに掲げる事業及びこれに附	以上二	
の八第二項第六号から第二十号	セント	
九 中小企業等協同組合法第九条	パーパー	
一~八 (略)	比率	
に資する措置に係る命令	己資本	分
次の各号に掲げる自己資本の充実	連 結 自	第二区
(略)	(略)	(略)
命令	係る区	分状況に

する係項十令 る命る及四で 令区び条定 は分次のめ 及 条 る 次びに第信 条当お 用 に該い号協 定区てに同 め分同規組 るにじ定合 場応 す等 \smile 合じ る及 を内の子び 除閣自会そ き府己社の 令資等子 次 • 本を会 の財のい社 う等 表務 充 省 実 \mathcal{O} と令の以銀 おで状 下 行 り 定 況 こ法 とめにの第

条各り七びら合 令資	高事業又は同法第九 若しくは同条第九項	ト未は第八項の規定にーセ帯する事業、同条よでに掲げる事業ストの八第二項第六号	一パー 九 中小企業等協同組分 上率 一~八 (略) 己資本 に資する措置に係る命第二区 連結自 次の各号に掲げる自己	(略) (略) (略)	分の状況に係る区の状況に係る区の状況に係る区の大沢に係る区の大阪の充実
------------	---------------------	----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	-------------	-------------------------------------

3							
4	(略)						
略)	(略)						
	(略)	十(略)	止)の縮小又は新規の取扱いの禁	これらに附帯する事業を除く。	第四号及び第五号の事業並びに	条の八第二項第一号、第二号、
3							
4	(略)						
略)	(略)						
	(略)	十(略)	止)の縮小又は新規の取扱いの禁	これらに附帯する事業を除く。	第四号及び第五号の事業並びに	条の八第二項第一号、第二号